



# 日動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)  
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.4.4 No. 3193

3/30 地労委に  
救済申し立て

## 救済申し立て

三月三十日、動労千葉と弁護団は、三・一八ストライキへの不当処分策動を断じて許さぬ怒りの決意を込めて、千葉県地方労働委員会に不当労働行為救済申立を行った。

救済を求めた内容は、一、三月十八日ストに対し行ったJR東住田社長

の談話、三月二〇日読売新聞に掲載された原田総務部長の談話、三月二三日に各新聞に掲載された「お詫」広告の撤回。二、JR東は、動労千葉が企画する争議行為に際して、組合役員や組合員の入構を妨害するなどして、組合の指令・指示の伝達を困難にしたり、勤

務継続中の組合員を争議行為実施前に会社施設から排除するなどして、争議行為の準備を妨害したり、威嚇するなどしてはならない。三、陳謝文の新聞広告掲載、社内掲示。四、誓約書の動労千葉への交付、掲示。

### 三・一八ストへの「違法」よばわりを許さない!

三・一八前倒しストライキは、極めて適法・正当なものとして行われた。

一月六日の労働省・中央労働委員会へのスト通知は、①JR東、貨物会社に提出した清算事業団配属者の雇用確保に関する「動労千葉申第一二号」及び「動労総連合申第七・八号」その他に伴う労働条件確立に関する争議。

②争議の日時一九九〇年一月十六日零時以降、本件の完全解決に

至るまでの期間 ③争議行為の場所 JR東、貨物が東京都内、千葉県内、茨城県内で経営する旅客鉄道輸送業務に関する全職場 ④争議の概要 右記の場所における同盟罷業を含む各種の争議行為及び使用者のロックアウトなどの妨害排除のための対抗行為を、その条件に応じて単独又は併用に実施する。さらに、千葉支社に対し、

三月十六日に、三月十九日からのストライキについて会社及び警察権力からの不当な介入、不当労働行為及びスト破りがあった場合は、戦術を拡大する。と、「動労千葉発第五号」をもって「争議行為に関する通知」(本来、労働協約を締結していない動労千葉にとっては、通知をする義務は一切ないのである)を行い、職場から組合役員や組合員の排除があった場合は戦術拡大もありうることを

を再三にわたり口頭通告したのである。そもそも、「違法行為」をくり返しているのは、JR当局である。八十件近くにもなるうとする地労委命

令すら何ら守ろうとすることなく、開き直っているのである。また、この日、この間強行された運転士登用差別の不当労働行為(予科生への

不当労働行為)救済申立もあわせて行った。地労委闘争を武器に、ストライキをも含む闘いをいかなる時でもやりぬける体制を堅持し全力で闘おう。

## 3:30 ストー抗議行動！集会と二五〇名が闘う



乗務員の八四時間ストにつづいて、今度は営業・検修の抗議をこめた怒りの決起だ。

注目する。二五〇名の組合員は力の限り、清算事業団にJR東本社に怒りの抗議をたたきつけた。

そして、各支部から結集した組合員とストをうちぬきながら、JR本社前に抗議にむかう。実際に二五〇名の大隊列だ。

日比谷集会に参加 さらに、十八時からの日比谷野音で開催された総決起集会に二五〇名の部隊でた合流した。会場入口でピラまきを行う。清算事業団闘争勝利、不当処分粉砕を訴えつぎと集会参加者の手にすいこまれるようにわたされ

三・三〇闘争は営業関係、検修関係日勤者のストライキではじまった。十三時以降、つぎつぎとスト対象の幕張・津田沼・木更津・佐倉の各検修、そして駅・売店の仲間、総勢八十五名が突入する。

国労と支援者の隊列がすでに抗議を開始していた。さっそく、林事業団支部長、顧問弁護団などがつぎと解雇の不当性、処分

の違法性について、宣伝カーの上から訴える。道行く人もおもわずふり返り話に毛行進を貫徹した。